

放送大学情報システム学生利用規程

平成28年1月20日

放送大学規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学（以下「大学」という。）における情報システムの学生の利用に関する必要な事項を定め、もって情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学生 全科履修生、選科履修生、科目履修生（集中科目履修生を含む。）、修士全科生、修士選科生、修士科目生、博士全科生、特別聴講学生その他学長が認めた者をいう。
- 二 学内情報システム 学生が利用可能である次の情報システムをいう。
 - (1) 教務情報システム
 - (2) キャンパスネットワークホームページ
 - (3) 学生電子メール
 - (4) 各学習センターに設置された学習用・教育相談用パソコン
 - (5) Web 通信指導システム
 - (6) 図書資料の運用システム
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、学生に提供される情報システム
- 三 全学アカウント 大学の全学統一認証に対応した学内情報システムの利用に当たって用いる ID 及びパスワードをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学生に適用する。

(遵守事項)

第4条 学生は、この規程並びに放送大学学園（以下「学園」という。）が定める放送大学学園情報セキュリティポリシー基本方針及び放送大学学園情報セキュリティポリシー対策基準を遵守するほか、円滑な情報システムの運用に協力しなければならない。

(全学アカウントの管理)

第5条 学生は、自己の全学アカウントを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

- 2 学生は、自己の全学アカウントを第三者に盗用されないよう適正に管理しなければならない。

(自己点検の実施)

第6条 学生は、第4条に定める事項の遵守状況について、学園が定める「放送大学情報セキュリティガイドライン利用者用（学生用）」に基づいて、自己点検を実施しなければならない。

(禁止事項)

第7条 学生は、各学内情報システムについて定められた目的の範囲内で適切に利用するものとし、次の各号に定める行為をしてはならない。

- 一 第5条に掲げる全学アカウントの管理に違反する行為
- 二 放送大学学園におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成26年放送大学学園規程第2号）に定めるハラスメントに当たる行為
- 三 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- 四 不正ソフトウェアを作成、所持又は配布する行為
- 五 大学が教育の実施のために作成する放送教材、印刷教材及びオンライン教材並びに問題、解答及び解説を許可なく第三者へ提供又は公開する等、大学の知的財産権を侵害する行為
- 六 通信の秘密を侵害する行為
- 七 故意に学内情報システムのサービスを停止させる等、正当な利用以外で円滑な学内情報システムの運用を妨げる行為
- 八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の法令に違反する行為又はこれに類する行為
- 九 その他大学及び学園の諸規程に違反する行為
- 十 前各号に定める行為を助長する行為

(違反行為への対処)

第8条 学生の行為が前条に掲げる禁止事項に該当し、その事実が確認されたとき、学長は、学内情報システムの利用を停止することができるとともに、懲戒その他適切な措置をとることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学内情報システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 放送大学キャンパス・ネットワーク・システム利用要領（平成11年12月27日学長裁定）は、廃止する。